

## 第31回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の拡散防止措置並びに概要等公表について調査審議を行い、2事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められ、概要等公表する事務局案について了承した。また、13事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないとの事務局案について了承した。  
3事案について報告がなされた。
- 審査会での主な意見等
  - ・ 多様な表現活動が行われていることから、不当な差別的言動の該当性の判断に当たっては、憲法が保障する表現の自由を踏まえつつ、表現活動の態様、趣旨、前後の発言などを総合的に考慮して検討することが重要である。